



ねんど ねんど
2019年度～2020年度
しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会
てい げん
提 言

ねん がつ
2021年 3月

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会



もくじ
目次

ていげん
提言にあたって 2

ていげん
提言 3

1. 教育・学びについて 4

2. 地域での生活と防災について 6

3. 医療・介護について 8

しりょう
資料 10

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいていげん あゆ
静岡市多文化共生協議会提言までの歩み 11

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいん
静岡市多文化共生協議会委員より 14

だい きしずおかし たぶんかきょうせいきょうぎかいいいんめいぼ
第9期静岡市多文化共生協議会委員名簿 22

しずおかしふぞくきかんせつちじょうれい
静岡市附属機関設置条例 23



ていげん
提言にあたって

わたし しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい いん しずおかし す にほんじん
私たちが、静岡市多文化共生協議会委員は、静岡市に住む日本人
がいこくじん しずおかじん かんが だれ く
も外国人もみんな静岡人という考えのもと、誰もが暮らしやすいま
ちづくりを目指して、提言書作成に取り組んできました。

げんざい しずおかし にん こく がいこくじんじゅうみん せいかつ
現在、静岡市には、11,077人、86か国の外国人住民が生活し、そ
じゅうみんすう ねんいこうまいとしぞうか
の住民数は2013年以降毎年増加しています。

たぶんかきょうせいきょうぎかい がいこくじんじゅうみん ぞうか なか
多文化共生協議会では、このように外国人住民が増加する中で、
がいこくじんじゅうみん せいかつ しずおかし
すべての外国人住民が生活しやすい静岡市になるにはどうしたら
がいこくじんじしん ちいき なに ぎろん かさ
よいか、外国人自身が地域でできることは何かについて、議論を重ね
ました。

ていげんしょ ていしゆつ かい きょうぎかい おこな わたし しずおかし
提言書を提出するまでに7回の協議会を行い、私たち静岡市
たぶんかきょうせいきょうぎかい いん つぎ かか こうもく ていげん
多文化共生協議会委員は、次に掲げる3項目を提言いたします。

ねん がつ にち
2021年3月18日

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会

ていげん
提言

きょういく まな 1 教育・学びについて

ぐたいてき とりくみ 【具体的な取組】

- (1) じぶん アイデンティティを大切にするため、こうりゆう つう
ほご まな
母語を学ぶことができる機会や場所をつくる
- (2) こ にゅうえん しんがく さい てつづ せいどしょうかい
にほんご えいご
子どもが入園・進学する際の手続きや制度紹介について、「やさしい日本語」や英語による進学ガイダンス、書類の多言語化、
どうが さくせい おこな
動画作成を行う
- (3) にほんじん がいこくじん こ おとな せだい
かこく ぶんか まな きかい ばしょ
日本人も外国人も、子どもから大人までいろいろな世代が
各国の文化を学ぶ機会や場所をつくる

はいけい りゆう 【背景・理由】

- (1) じぶん ほご はな
自分の母語を話すことで、アイデンティティが生まれます。しかし、こ
ほご まな ばあい はんこうき こじんてき かてい げんかい
どもが母語を学ぶ場合、反抗期などがあり個人的・家庭だけでは限界が
あります。つど くのうかん ひつよう こうみんかん しょうがいがくしゅうしせつ
集えるような空間が必要です。公民館（生涯学習施設）な
か ていきてき ほご つか こうりゆう ぎょうせい しえん
どを借りて定期的に母語を使って交流ができるよう行政で支援しても
らいたいです。
- (2) がいこくせき おや しんがくじ じゅけん し く せいど たと
外国籍の親は、進学時の受験など、仕組みや制度がわかりません。例え
すべりどめ かんが かた こうこうにゅうし くら だいがくにゅうし
ば、「滑り止め」という考え方。そして、高校入試に比べて、大学入試
ふくざつ さんしゃめんだん じかん かぎ き
はもっと複雑です。三者面談だけでは、時間に限りがあり、すべて聞け
ません。にほんご えいご たげんご せつめい あんしん
「やさしい日本語」や、英語、多言語での説明があると安心で

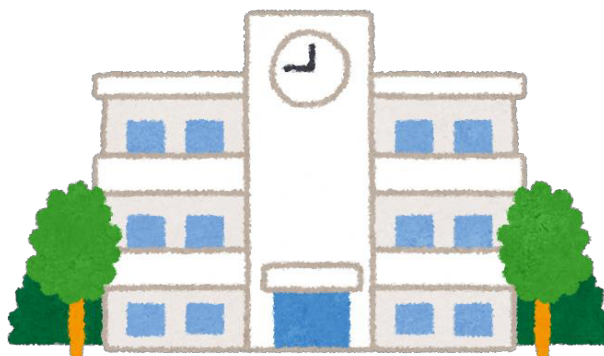
きます。説明動画を、市YouTubeにアップすれば、いつでも見ることが
できます。

(3) 日本人が外国の文化を学ぶ機会を増やすことで、多文化共生への
日本人の意識が変わると思います。

コロナ禍であっても、オンラインを活用することでその機会を増やす
ことができます。

【外国にルーツを持つ私たちにできること】

- これから高校等へ進学する生徒とその保護者へ、進学ガイダンスなどの
場で自分の体験談を伝える。
- 外国人住民が、学校や生涯学習施設などで講師として文化を伝える。



2 地域での生活と防災について

【具体的な取組】

- (1) 市民サービスの情報提供の方法を見直し、情報をデジタル化してホームページやSNSなどで発信する
- (2) 自治会・町内会について、分かりやすく情報発信をする
- (3) 外国人が参加しやすい防災訓練（訓練内容・情報提供方法）を考える

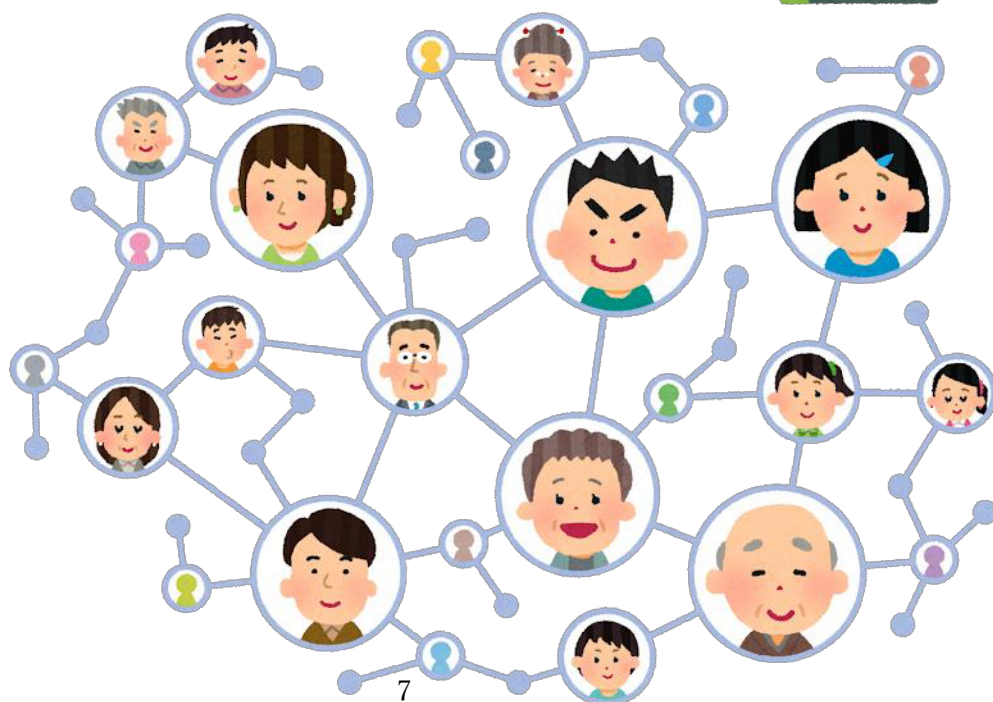
【背景・理由】

- (1) 紙による情報は量がたくさんありすぎて、必要な情報にたどりつくのにかかります。インターネットの情報だと、最新の情報を入手することができます。情報を更新するのも楽だと思います。また、外国人住民に情報を発信する時は、わかりやすい、やさしい日本語で伝えてほしいです。キーワードを書いたり、箇条書きにしたり、ピクトグラム（絵）や写真で表現すると、とてもわかりやすいです。
- (2) 自治会・町内会の情報がどこで手に入るかわからないです。また、自治会・町内会の仕組みや、自治会・町内会に入るメリットを知りたいです。
- (3) 防災訓練の情報が届かないため、防災訓練に参加したいが、どこで防災訓練の情報を入手したらいいか、わかりません。外国人住民が

さんか ぼうさいくねん じょうほう ほっしん おお
参加できる防災訓練の情報を発信してほしいです。また、多くの
がいこくじん ぼうさいくねん ぼうさいいしき たか くんねん
外国人は防災訓練を受けたことがなく、防災意識が高くないため、訓練
の意義をわかりやすく説明してほしいです。さらに、外国人を講師に入
れるなどの工夫があると良いです。

がいこく も わたし
【外国にルーツを持つ私たちにできること】

- まわ ひと じょうほう かくさん ひろ
• 周りの人にいろいろな情報をシェアし、拡散して広めていく。
- じぶん も じょうほう つた あ がくせい おな くに
• 自分たちの持っているネットワークで情報を伝え合う。(学生、同じ国の
なかまどうし
仲間同士など)



3 医療・介護について

【具体的な取組】

- (1) 患者が、病院、薬局、ドラッグストアなどで、体の痛みなどを適切に伝えられるよう、イラストや写真入りの多言語指差し会話ツールを用意し、普及する
- (2) 日本語が苦手な人にも対応できる医療機関のリストや、外国人向けの「医療の受け方ガイド（講習、動画）」を作成する。また、健康診断の情報について、多言語で提供する
- (3) 介護が必要な外国人が増加していくことに備え、異文化を理解できる外国にルーツを持つ介護職員が、介護施設で長く働けるように介護職員の支援をする

【背景・理由】

- (1) 体が痛いときやケガをしたときなど、医者に症状を伝えることが難しいことがあります。例えば、キリキリ、ヒリヒリなどの表現の症状は、通訳も難しく、医者も正確に理解できないと適切な処置ができないおそれがあります。患者と医療従事者とを結ぶコミュニケーションツールを作って、お薬手帳にはさんだり、スマートフォンで見せたりできると安心できます。

(2) 医者から差別的な対応をされたり、言葉の壁で不自由な経験をする人もいます。日本での医療の受け方や保険制度を外国人住民が理解して、医療機関にかかりやすく、健康診断を受けやすくすることが大切です。

(3) 言葉や文化が異なる利用者への介護サービスの充実を図るために、外国ルーツの介護職員をまず増やす必要があると思います。そのためには、施設で使用する言葉とスキルを学べる研修や、施設の枠を超えてネットワークを広げる機会を提供することで、外国人介護職員が安心して長く働き続けることができるようになります。

【外国にルーツを持つ私たちにできること】

- 外国人の視点から、指差し会話ツールや、「医療の受け方ガイド」の企画・デザインに参加する。(イラストの原案をつくる、写真を提供する、痛みの度合いの表現方法など、工夫のしかたをアドバイスする。)



しりょう
資料

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい だい き ていげん
静岡市多文化共生協議会（第9期）提言までの歩み

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいかいさい
第1回静岡市多文化共生協議会開催

2019年7月24日（水）19：00～20：30 静岡市葵区消防署 61会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：14名

- ・深澤市民局長から、14名に多文化共生懇話会委員が委嘱されました。
- ・事務局から、会議の趣旨、静岡市多文化共生推進計画の状況についての説明がありました。
- ・静岡市国際交流協会より、多文化共生の現状や、協会の役割についての説明がありました。
- ・会長に全高香委員、副会長に福井ユミ委員が選出されました。

おも しんぎないよう
(主な審議内容)

じこしょうかい ほか たぶんかきょうせい かんが ほうびよう いげんこうかん おこな
自己紹介の他、多文化共生についてそれぞれ考えていることを発表し、意見交換を行いました。

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいかいさい
第2回静岡市多文化共生協議会開催

2019年10月16日（水）19：00～20：30 静岡市葵区消防署 61会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：14名

おも しんぎないよう
(主な審議内容)

3班にわかれてグループワークを実施しました。市の取り組みで不足していることや、委員の皆さんが、静岡市に暮らす上で困ったことなどについて話し合いを行いました。防災の意識啓発や災害時の地域とのつながり、母語教育、ゴミの出し方などの情報、などの事柄について問題提起がされました。

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいかいさい
第3回静岡市多文化共生協議会開催

2019年12月11日（水）18：30～20：00 静岡市葵区消防署 61会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：14名

(主な審議内容)

第2回目の話し合いをもとに、防災、教育・母語、地域とのつながり・交流、就労、情報のグループにわかれ、それぞれの項目について意見の深堀をしました。情報の提供方法として、QRコードやアプリを活用した方法の提案や、やさしい日本語による発信をしてほしい、という意見が出されました。

第4回静岡市多文化共生協議会開催

2020年2月20日(木) 18:30~20:00 静岡市葵区消防署 52会議室

出席委員:13名

(主な審議内容)

提言並びに多文化共生推進計画見直しに向けたテーマの選定について話し合いを行いました。2回目、3回目の懇話会で出た意見を基に、提言のテーマとなる項目を絞りました。その中で、防災や教育、自治会活動などの地域交流などについて話し合いが行われ、提言テーマにつながる、外国人住民が抱える具体的な問題について議論が行われました。

第5回静岡市多文化共生協議会開催

2020年7月2日(木) 18:30~20:00 静岡市役所三階 茶木魚

出席委員:14名

(主な審議内容)

提言並びに多文化共生推進計画見直しに向けたテーマの選定、具体的取り組みについての検討を行いました。

これまでの懇話会から、提言テーマを「教育に関する取り組み」、「地域での生活と防災に関する取り組み」、「医療・介護に関する取り組み」の3つのテーマに絞りました。合わせて、各提言テーマの具体的

な取り組みについても協議が行われました。

第6回静岡市多文化共生協議会開催

2020年10月8日（木）19：00～20：30 静岡市役所三階 茶木魚

出席委員：14名

（主な審議内容）

3つの提言テーマにわかれ、提言に基づく具体的取り組みの内容についてグループごとに意見交換を行いました。

第7回静岡市多文化共生協議会開催

2021年1月21日（木）19：00～20：30 静岡市役所三階 茶木魚

出席委員：14名

（主な審議内容）

提言書の内容をグループごとに確認し、その後全体で最終確認をしました。

市長への提言

2021年3月18日（木）13：00～13：20 静岡市役所8階 市長公室

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいん
静岡市多文化共生協議会委員より

ぜん こひゃん かいちょう
全 高 香 会 長



多文化共生協議会委員として2期目も参加できたこと、とても感謝しております。協議会では国や世代も違うメンバーたちと共に、静岡に暮らす日本人と同じ生活者として、私たち外国人に必要なことは何か、また、できることは何か話し合ってきました。自分たちの要望ばかりではなく、共に過ごしやすい町を作っていこうという視点を持つことで、静岡人の一員として、改めて静岡に暖かく迎えられたように感じました。委員一人ひとりができることは何かを考え、それを皆で共有し、作り上げた今回の提言を見ていると、それぞれのメンバーの顔が浮んできます。静岡に住む多くの外国人が、この提言書の取り組みに参加できる機会があることを願っています。協議会では、大変貴重で楽しい経験をさせていただきました。改めて感謝いたします。



ふくい ふくかいちょう
福井 ユミ 副 会 長

二期目の委員として多文化共生協議会に参加させて頂きました。外国人、日本人問わず住み良い静岡になって頂けるためのお手伝いを少しでもできればと思い、声を出してきました。また、いろんな国・文化の違いを知る事ができ、共により良い環境を作り上げていけるようにとの思いで参加させていただきました。このような機会をくださいました静岡市、そして国際交流課多文化共生推進系の皆様、本当にありがとうございました。

そう けつ いいん
叢 潔 委員



日本語のイントネーションの美しさと日本の文化に惹かれて8年前に来日しました。留学生活を続けると、不本意ながらも自分の馴染みある文化と他文化にぶつかる場面がしばしば出てきます。戸惑う時期もありましたが、その時に故郷の賢者孔子の論語では「和を以て貴しとなす」という言葉思い出します。日本でも聖徳太子が憲法17条に引用して以来、馴染みある言葉となっています。「和」とは仲良くする、協調する、そして互いに尊重し合うことです。それも他文化と共に生きていく鍵だと思っています。海の幸と山の幸に恵まれる静岡に来て6年目に入りますが、毎年静岡祭りや大道芸などの国際的なイベントにも積極的に参加しています。コロナの時期は大変ですが、収束したらまた青い空の下で会いましょう。そして「多文化共生」というみんなの望みが静岡で開花し続けることを心から願っています。



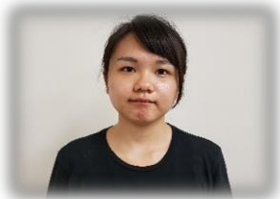
いいん
ダヴィ ビハン 委員

日本人であれ外国人であれ、私達はみんな「静岡人」ですので、多文化共生協議会に参加する機会を与えて下さり誠に感謝します。会議に参加してわかったことがあります。国によって文化や価値観が異なります。集団意識が高いアジア、個人主義が強いヨーロッパなど、どの文化にも魅力があります。そんな様々な価値観を持つ人々が住みやすい街とは、それぞれの意見が尊重される社会、自分自身で自由に選択ができる社会だと思います。「静岡をダイバーシティに」今後もこうした多文化共生について考える機会が常にあり、外国文化に親しみがない日本人も一緒に参加できるイベントなどをもっと企画してほしいです。外国語の習得も一つの方法です。例えば、市長もフランス語ペラペラになりませんか。

たかはた さち いいん
高畑 幸 委員



このたびは静岡市多文化共生協議会に参加させていただき、7回の協議があつという間のように感じられました。全会長と福井副会長のリーダーシップと和やかな雰囲気づくり、会議資料を丁寧に準備して下さった職員の皆さんのおかげです。また、協議会の委員と職員さんが参加するLINEグループを通じて普段から情報交換をすることができ、お互いの心の距離が縮まり、協議会で会った時に話しかけやすくなりました。静岡市では急速に外国人住民が増え、出身国が多様化しています。外国ルーツの人も日本ルーツの人も、静岡市を「ふるさと」として、力を合わせてこの街を盛り上げていけたらと思います。協議会の皆様との良い出会いに感謝します。



た ん か し ん いいん
TAN KAH XING 委員

静岡市は私が来日して初めて住むところです。微力でありながら留学生として、静岡市多文化共生協議会を通して静岡市の役に立てる機会をくださり、ありがとうございます。協議会では様々な国籍、そして立場や経験の異なる委員に接することができました。私は在日期间が短く、まだ学生であるため、それほどの経験がありません。しかし、ほかの委員が関心を持つ議題を聞き、その協議会に参加させていただくことにより、在日外国人の悩みなどを、さらに違う立場に立って考えることなど、勉強になったと思います。これからは、在日外国人だけではなく、皆さんが生活しやすい環境づくりのために、第9期静岡市多文化共生協議会の終了後も、貢献し続けていきたいと思っています。

ながさか あるびな いいん
長阪 有美奈 委員



在日20年以上ですが、「私はどこまで役に立てるか？」と思いつつ、2019年に静岡市多文化共生協議会委員へ応募しました。自身は困ること無く生活ができますが、その視点から静岡市が外国の方にとって更に魅力的な街になればという思いが一番強いかもしれせん。実際、協議中他の国の方が困っていることについて知ることができましたし、充実した意見交換もあり、自分にとっては新しい発見も数多くありました。2020年を機に世界が大きく変わり、日本国内では「都市離れ」の生活が新生活様式の一部になり、それ故に静岡市に於いて更にグローバル化が進むと思います。今回は、ほんの少しの貢献ができて、光栄です。皆で力を合わせて作り上げた提言書が実現しますように！

のだ としろう いいん
野田 敏郎 委員



日本語学校で20数年日本語教師をし、留学生たちと毎日すごしております。この仕事の醍醐味は何といっても、日本社会のありようを彼らの視線で捉える、いわば疑似体験ができる点です。留学生たちと直接対話するうちに、ひとつの町に暮らす多様な市民がどうすればお互い豊かで幸福に暮らせるのか、アイデアが湧いてくることがあります。仕事を通して生まれたひらめきが、多文化共生協議会委員同士の話し合いを通じ、市民生活そして、ひいては世界の平和につながるのであれば、こんな有意義なことはありません。多文化共生協議会で約2年間にわたって話し合ったその過程は、世界の幸福を考えるうえで、かけがえのない貴重な体験でした。

ばく へそん いいん
朴 惠善 委員



日本に来て東京で6年、静岡で23年になります。日本語が分からないまま来た日本で、私の周りの親切な日本の友達のおかげで、大変な思いをする事無く、過ごしてきました。ただし、日本人は優しく配慮があるけれど、先に手を伸ばすことには積極的じゃない人が多い気がします。新しい所に来た人達には、現地の人々が先に手を伸ばしてくれるのが、新生活に慣れるのにどんなに役に立つかを分かってくれれば良いと思います。多文化共生協議会で、色々な意見を聞いて自分も良い経験になりました。みんな静岡が大好きという事を感じました。協議会では外国人目線からの提案ですが、結果的には静岡に住むみんなが住みやすい町になる事に繋がると思います。住みたい町、静岡になれるよう、役に立つ活動に参加できた事に感謝します。

いじん
ホリウチ アリッセ イズミ 委員



多文化共生協議会では、貴重な経験を積ませていただきました。フーバルチ在浜松ブラジル総領事による田辺静岡市長表敬訪問(2019年5月)への同行機会には、静岡市国際交流協会の皆様と貴重な意見交換の場を設けていただきました。この場では、ブラジル人コミュニティの抱える問題として、彼らの就労状況や子供の教育等の課題について聞くことができました。さらに、協議会に参加されている多様な国の方々との意見交換を通じ、彼らが直面している困難を知りました。これらの経験から提言を行わせていただきますが、それは終着点ではなく、出発点と考えます。今後は多文化共生社会実現のため、どのような貢献が出来るのかを考えていきます。

やました いいん
山下 メリンダ 委員



多文化共生協議会に参加できたことは私にとってとても良い経験となりました。静岡市の外国人住民として、同じフィリピン人の日常生活における悩み、不安を知ることが出来ました。それにより地域の皆様とより良い関係と理解を築くために、いくつかの提案を共有することができました。また私自身も委員の皆さんから様々なアイデアや提案を学ぶことができました。最後に、外国人住民の生活環境の改善と支援をするためにこの協議会を組織して下さった静岡市国際交流課に感謝致します。

ラクスミ デワヤニ いいん
委員



静岡市国際交流課に感謝します。この機会に色々勉強になりました。とても貴重な機会でした。私が静岡市多文化共生協議会の委員になった理由は、自分の経験で、今まで外国人やムスリムとして静岡市に住んでいて、困っていることや悩んでいることについて意見を出したいからです。現在子供が二人いて、4年生と1年生です。入園前や入学前の手続きは、全て漢字で書くものがたくさんあって、ほとんどわかりませんでした。入園前や入学前の書類は英語版や、やさしい日本語があると幸いです。ムスリムの子ども達は学校の給食を食べられません。学校でハラール給食があると幸いです。皆さまのまとめられた意見が実現されることを期待しています。

り えいげん いいん
李 栄元 委員



協議会に参加し、毎回新しい発見の連続で、学ぶことがとても多くありました。コロナの前から始まり、コロナ禍の中で積み上げた提言書は意義深いと思います。大変な時こそ、置き去りになる人がいないようにしなければなりません。アイデンティティを守り、相互理解と共生する静岡市を思い浮かべながら、提言書の実現に微力ながら尽力していこうと思います。これからも、多文化共生協議会の活動が、益々活発に行われることを期待しています。

協議会の関係者並びに委員の皆様、ありがとうございます。



り じゅうろう いいん
李 重楼 委員

静岡市多文化共生協議会を通して、様々な背景を持つ静岡で活躍している外国籍の方と知り合ってきました。参加者は私のような留学生だけではなく、起業家や大学の先生などもいらっしゃいます。皆さんの身分はそれぞれなので、静岡で直面している諸問題や考え方も必ずしも一緒というわけではありません。だからこそ、意見を交換する時にいつも新鮮な素晴らしいアイデアが発見でき、とてもいい勉強になりました。確かに皆さんは外国人ですが、静岡人でもあり、地元住民に負けないくらい静岡を自分の第二の故郷として愛し、静岡をより良くさせるために様々な提案を出しました。一昨年の年末からコロナ禍はまだ収まる気配がなく、苦しんでいる方々が多くいると思います。コロナと闘うのは日本の皆様だけではなく、日本在住の我々も、微力ながらもコロナに負けずに日本の皆様と共に闘いたいと考えています。



第9期 静岡市多文化共生協議会 委員名簿

NO.	しめい 氏名	びこう 備考
1	ぜん こひゃん 全 高香	かいちょう 会長
2	ふくい 福井 ユミ	ふくかいちょう 副会長
3	そう けつ 叢 潔	
4	ダヴィ ビハン	
5	たかはた さち 高畑 幸	
6	た ん か し ん TAN KAH XING	
7	ながさか あるびな 長阪 有美奈	
8	の だ としろう 野田 敏郎	
9	ぼく へそん 朴 惠善	
10	ホリウチ アリッセ イズミ	
11	やました 山下 メリンダ	
12	ラクスミ デワヤニ	
13	り えいげん 李 栄元	
14	り じゅうろう 李 重楼	

静岡市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるところとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるところとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるところとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可決同数のときは、会長等の決するところによる。

（部会）

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ

れ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の
 手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1 (第2条から第6条まで関係)

静岡市多文化 共生協議会	多文化共生に係る基本的施 策及び重要事項について 審議すること。	14人 以内	1 多文化 共生に関し 優れた識見 を有する者 2 関係 団体を代表 する者 3 外国籍 を有する者 等であっ て、市内に 1年以上連 続して居住 する者	2年	委員の 互選に より定 める者
-----------------	--	-----------	--	----	--------------------------